

# 新県立体育館整備・運営事業

## 実施方針等に関する質問の回答②

(令和6年12月9日～12月13日受付分)

- 新県立体育館整備・運営事業の実施方針等に関する質問の回答を次のとおり公表します。
- 質問の内容は原文のまま掲載していますが、該当箇所の表示については、一覧表として整理する都合上、修正しています。
- 回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今回受付した質問のほか、関係資料を精査し、最終的には入札公告時に提示します。

令和6年12月20日

秋田県

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
1	実施方針	6	1	1	(13)	1)	①			事業スケジュール 建屋及びロータリー	令和6年12月6日発行の質問回答No.9にて、「その他の施設・設備等」の整備期間については、令和10年12月末竣工、翌日供用開始とありますが、「その他の施設・設備等」にはクライミングウォール等も含まれますでしょうか。具体例をお示し願います。	建屋及びロータリーの整備として、ホームアリーナ検査要項〔2026-27シーズン B. PREMIER用〕の要件を満たすことが前提となりますが、その他の施設・設備等は、体育館、トレーニング室、スポーツライミング（リード）スペース等が想定されます。
2	実施方針	6	1	1	(13)	1)	①			事業スケジュール 建屋及びロータリー	令和6年12月6日発行の質問回答No.9にて、「その他の施設・設備等」の整備期間については、令和10年12月末竣工、翌日供用開始とありますが、令和10年9月末 から供用開始するアリーナ部との区分けについては、バリアード及び仮囲い等と考えて宜しいでしょうか。	令和10年9月末の供用開始後は、不特定多数の来場が見込まれます。必要な措置は「その他の施設・設備等」の内容によって変わるものと考えますが、バリアードや仮囲い等により十分安全に配慮してください。
3	実施方針	13	2	7			⑩			事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	第一回の質問回答にて、一部の添付書類の提出の省略についてご提示いただきありがとうございました。提出書類に関連してお願いがございます。初度の入札参加確認時に、「様式2-10：入札参加資格確認申請書（添付書類確認表）」から本来必要であるべき社会保険料納付証明書等が項目として抜けておりました。再公告時に再度確認表のご用意をいただける場合には必要書類について漏れなく確認表にご記載いただくと幸いです。	所用の見直しを実施した様式をお示しします。
4	実施方針	28	8	1						議会の議決に係るスケジュール	事業の予算案については現時点で上程の段階にあるかと存じますが、初度からの増額分については総事業費という扱いであり、その内訳は提案に委ねられているという認識でよろしいでしょうか。	各業務費の内訳については、事業者の提案に委ねられます。
5	別添資料2 リスク分 担表	1	No.6							契約リスク	「県の責に帰すべき事由による契約の未締結」は県のご負担となっておりますが、議会承認リスクも同様県のご負担ということでしょうか。	議会の承認が得られないことについて、県に故意又は過失があると評価され、事業者実際に損害が生じた場合には、県はその損害を賠償する責任が生じるものと解されます。
6	別添資料2 リスク分 担表	2	No.19 No.20							第三者賠償リスク	実施方針に関する質問回答No.62にて「現行のとおりとします。」とご回答をいただきましたが、「県の責以外のすべてが、事業者の負担」となるのは、事業者のリスクが広範囲に及び可能性があります。修正（変更）された理由をご教示ください。 また、そのことから金融機関からの建中期間の資金調達が困難になり、結果的に事業費の高騰に繋がる可能性もございます。修正前の「PFI事業者の責に帰すべき上記以外の事由」に変更することを再度ご検討いただけないでしょうか。	リスク分担表No.20の記載は、初回の入札公告時の事業契約書（案）第36条、第59条及び第69条の内容にあわせて修正しています。 リスク分担表No.20の記載は現行のとおりとしますが、リスク分担表No.19の「県の責に帰すべき事由」に該当しない場合であっても、不可抗力によって発生したものは、リスク分担表No.24の「不可抗力リスク」として取り扱います。
7	別添資料2 リスク分 担表	3	No.33 No.34							設計リスク	<※前回質問・回答（11/26～29受付分）に関する質問> 第一回の質疑回答で「県は契約締結前に行う事業者の準備行為に協力します。」とご回答をいただいておりますが、具体的な協力の仕方としてはどのようなものを想定されているのかご教示いただくと幸いです。	契約締結前に必要となる協議を行うとともに、業務着手に必要な準備行為として、事業者の求めに応じて、必要かつ可能な範囲で協力します。これには、例えば設計業務に関する事前調整などが想定されますが、契約締結後に行われるべき県の承認行為は含みません。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
8	別添資料2 リスク分 担表	5	No.59 No.60							情報システムリ スク	要求水準書27頁以降にも記載されている「①映像設備」「②場内カメラ設備」「③音響設備」「④照明設備」「⑤映像送出システム」「⑥AV機器」並びに「⑦ICT関連設備」、要求水準書25頁「⑧情報通信設備」について、耐久年数等の観点からメーカー推奨の更新時期に全面入替（①～⑧各々の設備毎の更新を指す）を行うべきと思いますが、全面入替の場合は大規模修繕との認識でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）第3.「(4) 設備計画（電気）」、「(5) 設備計画（機械）」及び「(6) 昇降機設備」中、各設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。メーカー推奨の耐用年数や更新時期を参考にしますが、これらは必ずしも故障や陳腐化、部品供給停止の時期と重なるものではありません。そのため、大規模修繕の実施時期は、耐用年数や使用・損傷の状況から、事業者と協議の上、県が総合的に判断します。
9	別添資料2 リスク分 担表	5	No.59 No.60							情報システムリ スク	<※前回質問・回答（11/26～29受付分）に関する質問> 第一回の質疑回答にて、リスク分担保No. 60の項目を削除する旨の記載がございました。大型ビジョン等の特殊機器を含む情報通信設備一式の更新が事業者負担となる場合、設置した機器が更新時には最新のものではないこともあり対応が非常に困難となることから事業者負担が大幅に増加いたします。ICT関連事業者の参画が難しくなることでコンソ組成も困難となりグループとして本事業への参画ハードルも極めて高まるため、11月26日にご公表のとおり、No. 60の「情報通信設備一式の更新」は貴県の負担としてご整理いただきたく、再度ご検討をお願いいたします。	リスク分担保からNo. 60（情報通信設備一式の更新に関する記述）を削除しましたが、これは、県及びPFI事業者の修繕実施区分を明確にお示すために行ったものであり、業務要求水準等の本質を変更したものではありません。修繕の考え方については、次のとおり整理しており、設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。
10	別添資料2 リスク分 担表	5	No.59 No.60							情報システムリ スク	<※前回質問・回答（11/26～29受付分）に関する質問> 回答No. 75に関連して「陳腐化」が何を指すのか、その定義をお示しいただきたく存じます。対応年数を越えたものに関する修繕が陳腐化に該当する場合、対応年数内に修繕の必要が生じた場合は、その修繕については「段階的な全面更新」の一部とみなし、貴県の負担としていただきたく存じます。	陳腐化とは、耐用年数に関わらず、技術革新などにより相対的に機能や性能が著しく劣化することを意図しています。設備の全面更新を伴う改修工事が大規模修繕となりますので、部分的に修繕する必要が生じた場合を含め、大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。なお、全面更新は一度に行われることを想定していますが、施設運営上、段階的に施工せざるを得ないと県が判断した場合は、全面更新として扱います。
11	別添資料2 リスク分 担表	5	No.59 No.60							情報システムリ スク	情報システム陳腐化に関するものはPFI事業者負担とされていますが、令和6年11月26日～11月29日受付分の要求水準書（案）に関する質問回答No.8で【重要な部位や機能及び性能の変更を図る大規模修繕等は県が別途実施】とご回答があります。提案時に将来の技術革新を想定することは困難であるため、事業期間中の技術革新により情報システムが著しく陳腐化し、機器・システムの重要な部位の更新が必要となった場合も貴県の負担において実施するとの理解でよろしいでしょうか。	設備の全面更新を伴う改修工事が大規模修繕となりますので、大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。そのため、情報システムを構成する一部位の更新はPFI事業者が実施することになります。
12	別添資料2 リスク分 担表	5	No.59 No.60							情報システムリ スク	映像音響照明機器及び情報通信設備（情報システム関連機器）の更新については、メーカーが推奨している機器更新時期を大規模修繕と捉えてもよろしいでしょうか。	メーカー推奨の耐用年数や更新時期を参考にしますが、これらは必ずしも故障や陳腐化、部品供給停止の時期と重なるものではありません。そのため、大規模修繕の実施時期は、耐用年数や使用・損傷の状況から、事業者と協議の上、県が総合的に判断します。なお、設備の全面更新を伴う改修工事が大規模修繕となりますので、大規模修繕に該当しない修繕・更新等は、故障・陳腐化に関するものを含め、PFI事業者が実施してください。

1. 実施方針に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
13	別添資料2 リスク分 担表	5	No.59 No.60							情報システムリ スク	大規模修繕に該当する修繕・更新等は定期的に行うものでしょうか。どのようなものを想定されているのか定義等をご教示いただけますでしょうか。	大規模修繕の実施時期は、耐用年数や使用・損傷の状況から、事業者と協議の上、県が総合的に判断します。 なお、大規模修繕は、広義には外壁改修及び屋根（防水、葺き替え）改修工事並びに電気設備、機械設備その他の設備の全面更新を伴う改修工事などを含みます。
14	別添資料2 リスク分 担表	5	No.59 No.60							情報システムリ スク	<※前回質問・回答（11/26～29受付分）に関する質問> 「大規模修繕の実施時期は、耐用年数や使用・損傷の状況から総合的に判断されるものとお考えください」の記載から、大規模修繕として取扱うか及びその実施時期は、秋田県様にて最終判断するものと理解いたしました。 一方、事業者側では、提案金額の積算にあたり、大規模改修の範囲が確定できなければ、修繕・更新に係る費用をすべて事業費に計上する他なく、ひいては提案判断の重大な検討要因となりえますので、大規模改修の水準をお示しいたさますようお願いいたします。	大規模修繕は、広義には外壁改修及び屋根（防水、葺き替え）改修工事並びに電気設備、機械設備その他の設備の全面更新を伴う改修工事などを含みます。業務要求水準書（案）第3.「(4) 設備計画（電気）」、「(5) 設備計画（機械）」及び「(6) 昇降機設備」中、各設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。
15	別添資料2 リスク分 担表	5	No.59 No.60							情報システムリ スク	<※前回質問・回答（11/26～29受付分）に関する質問> 前回質問の回答69など「設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。」の回答に関して次を確認させていただきます。 “設備”とは、施設整備業務に関する要求水準の各「設備計画」にて記載されているものを指していますでしょうか。また“本件備品等”は大規模改修の対象とならないと理解しておりますが、各「設備計画」に記載されているものであって、“本件備品等”に分類されるものがある場合、当該分類の仕分け基準について開示いただけますようお願いいたします。	業務要求水準書（案）第3.「(4) 設備計画（電気）」、「(5) 設備計画（機械）」及び「(6) 昇降機設備」中、各設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。業務要求水準書（案）「別紙25 厨房設備・什器備品一覧」に掲げる厨房設備を除き、本件備品等に分類されるものはありません。

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
1	業務要求水準書（案）	24	3	2	(4)	3)	④			受変電設備	<p>現行のトップランナー変圧器判断基準の見直しが決定されており、2026年4月より新基準の適用が開始されます。本事業においても新基準を満たす必要がありますが、現時点では変圧器メーカーにて製品開発中であり未だ流通していない状況です。見積が困難であるため、入札においては現行基準での見積とさせていただき、事業契約締結した際、メーカーにて製品開発後、見積可能な時点において、事業契約書（案）別紙12（前回公告内容で記載させていただいております）における法令変更による増加費用及び損害の負担に準じ、増額が必要な場合貴県の負担とさせていただき理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>既に新たな基準が示されており、法令変更による増加費用及び損害とは認められません。トップランナー機器の判断基準見直しは、現在商品化されている製品のうち、省エネ効果に優れた製品を基に新たな基準を設定するものであり、現在の流通状況や今後の動向等を踏まえて、事業者において適宜お見積ください。</p>
2	業務要求水準書（案）	66	8	2	(6)	1)	②			大規模修繕等の取扱い	<p>要求水準書27頁以降にも記載されている「①映像設備」「②場内カメラ設備」「③音響設備」「④照明設備」「⑤映像送出システム」「⑥AV機器」並びに「⑦ICT関連設備」、要求水準書25頁「⑧情報通信設備」について、耐久年数等の観点からメーカー推奨の更新時期に全面入替（①～⑧各々の設備毎の更新を指す）を行うべきと思いますが、全面入替の場合は大規模修繕との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務要求水準書（案）第3、「(4) 設備計画（電気）」、「(5) 設備計画（機械）」及び「(6) 昇降機設備」中、各設備の全面更新を伴う改修工事は、大規模修繕となります。メーカー推奨の耐用年数や更新時期を参考にしますが、これらは必ずしも故障や陳腐化、部品供給停止の時期と重なるものではありません。そのため、大規模修繕の実施時期は、耐用年数や使用・損傷の状況から、事業者と協議の上、県が総合的に判断します。</p>
3	業務要求水準書（案）別紙11	5	No.42							体力測定室	<p>「体育館に近接した位置に設けること」とありますが、体育館と距離的にそれほど離れていなければ、設置階が異なることは、問題ないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
4	業務要求水準書（案）別紙11	5	No.42							体力測定室	<p>「体育館に近接した位置に設けること」とありますが、どのような利用のため、近接が必要とお考えか、お教えください。たとえば、体力診断を受ける利用者や体力診断業務を行うスポーツ協会様が、体力診断を行う際に、体力測定室と体育館の両方を利用して行き来することなどのために、近接が必要ということでしょうか。</p>	<p>体力診断業務の測定項目の一部には、30m走など体育館で実施するものがあり、参加者や測定スタッフが体力測定室と体育館との間を行き来することが想定されるため、アクセスがしやすい近接した位置関係にあることが望ましいと考えています。</p>
5	業務要求水準書（案）別紙11	5	No.45							会議室	<p>「体力測定室と近接した位置に配置すること」とありますが、体力測定室と距離的にそれほど離れていなければ、設置階が異なることは、問題ないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
6	業務要求水準書（案）別紙11	5	No.45							会議室	<p>「体力測定室に近接した位置に配置すること」とありますが、どのような利用のため、近接が必要とお考えか、お教えください。たとえば、体力診断を受ける利用者や体力診断業務を行うスポーツ協会様が、体力診断を行う際に、体力測定室と会議室の両方を利用して行き来することなどのために、近接が必要ということでしょうか。</p>	<p>会議室は、体力診断を受講する参加者の待機場所となるほか、診断後にスポーツドクターやスポーツ栄養士等の専門家が講義形式によるフィードバックを行う際に使用します。体力診断業務の効率性の観点から、体力測定室と会議室は、アクセスがしやすい近接した位置関係にあることが望ましいと考えています。</p>
7	業務要求水準書（案）別紙11	11	No.102							秋田県スポーツ協会事務室	<p>「体力測定室と近接した位置に配置すること」とありますが、体力測定室と距離的にそれほど離れていなければ、設置階が異なることは、問題ないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

2. 業務要求水準書（案）に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
8	業務要求水準書（案）別紙11	11	No.102							秋田県スポーツ協会事務室	「体力測定室に近接した位置に配置すること」とありますが、どのような利用のため、近接が必要とお考えか、お教えください。 たとえば、体力診断を受ける利用者や体力診断業務を行うスポーツ協会様が、体力診断を行う際に、スポーツ協会事務室と体力測定室の両方を利用して行き来することなどのために、近接が必要ということでしょうか。	体力診断業務の測定スタッフが体力測定室と秋田県スポーツ協会事務室との間を行き来することが想定されるため、アクセスしやすい近接した位置関係にあることが望ましいと考えています。
9	業務要求水準書（案）別紙26	5		5	(6)	1) 2)				個人利用 体育館 トレーニング室・ウエイトリフティングスペース・クライミングウォール	5（6）個人利用の1）体育館）2）トレーニング室・ウエイトリフティングスペース・クライミングウォールに記載している「1回4時間当たり」の時間設定は、2ページ5（1）利用区分1から3の時間帯に合致させることでよろしいでしょうか。	1)体育館、2)トレーニング室・ウエイトリフティングスペース・クライミングウォールの「1回4時間当たり」とは、利用の開始時間にかかわらず、最大4時間までの利用に課金されることを指します。個人利用の時間設定については、2頁(1)利用区分の時間帯の区分に合致させる必要はありません。

3. 事業契約書（案）別紙10に関する質問の回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第	1	(1)	1)	①	a	(a)			
1	事業契約書（案）別紙10	4		3	(2)	1)				サービス購入料A （施設整備費相当） 支払方法	年度途中の竣工後、施設整備費のお支払い時期について、「県が行う竣工確認後、請求を受けた日から原則として30日以内にお支払いします。」とご回答いただきましたが、竣工確認は、事業者による竣工検査に基づく報告書の提出後、直ちに行われる理解でよろしいでしょうか。	県が行う竣工確認は、PFI事業者による竣工検査に関する書類の受理後、できる限り速やかに行います。実施日や竣工確認の方法について事前調整を行うなど、相互に協力するものとします。
2	事業契約書（案）別紙10	8		4	(2)	1)				物価変動の評価について	施設整備費の着工前および建設期間中の改定の際、適用する「指標」については、国土交通省「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」改訂案に記載のとおり、「受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された内訳明示のある見積書等に裏付けられた情報も含まれる」と理解してよろしいでしょうか。	建設期間中の改定については、秋田県建設部が定める運用に従い、既定の指標のほか、領収書等実取引を証する書類、業者見積、メーカー見積等を参考に協議します。ただし、これによることが著しく不相当と合理的に認められる場合には、協議により定めます。お示しいただいたものについては、協議の参考資料として取り扱います。